806
75

車牽之書留

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

十五ノ六

第一棚

本所深川車引之書留

806
75

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

東京府圖書館

舊幕引繼書

文化六年

本所深川車出法度ニ今ハ車
門ニ成ル者ハ御代ニ有撰要方ヨリ答
当ニ相同一件

己巳

清水八郎兵衛

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

九月十五日

一

[illegible]一札之事

今度[illegible]　御公儀様車引之儀[illegible]木

高[illegible]仕[illegible]者[illegible]度[illegible]同[illegible]用[illegible]一切

車引之儀[illegible]　[illegible]

車持[illegible]車[illegible]

車引[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

延寶八年 申 十二月十七日

右之代支所之節之後正徳之 年

本所深川町方支配之[illegible]

右之通之今ハ本所深川之車引之後ハ

相成之事ニ出座ハ

本所深川内車引之後ニ付申上之書付

本所乃役

延寶八申年本所深川代支所支配之[illegible]

米壹貫人住之者ニ受申自分用ニ[illegible]

車引之後ハ出座度ハ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

書留先年燒失仕候ニ付相見ヘ不申候
此段申上候
文化六年
己
九月
[illegible]
清水八郎兵衛
家城上吉兵衛

一

小郡所表所名ヲ[illegible]方ニ[illegible]文[illegible]

今度頃　御公儀様車門ニ候事ニ
高齋仕候者ニ不及申　同分ニ用ヒ候
一切車門ニ候哉御法度ニ為　[illegible]
若先ニ車持来ニ大車ニ積齋申為[illegible]
此ニ後車門申ニ出[illegible]
[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

一 町人ニ不似合風俗致ニ上長服之帯
同様ニ者ニ有ニ由ニ事ニ向後ニ在ニ成
ニ在ニ住ニ

右ニ紹ニ相背者有ニ而ニ尚人ニ不及ニ申
家ニ名ニ迄ニ為ニ織ニ者也

辰八月

右ニ通ニ堅ニ付ニ出ニ為ニ写ニ置ニ町中家持ニ沈ニ

店ニ借ニ出ニ居ニ気ニ在ニ住ニ者ニ共ニ迄ニ浴ニ中ニ出ニ堅ニ付
ニ紹ニ堅ニ相ニ守ニ住ニ一ニ年ニ目ニ又ニ借ニ加ニ候ニ無
大八車極ニ市ニ賃ニ出ニ付ニ江戸町年ニ寄ニ方ニ申
願ニ写ニ書ニ別ニ紙ニ出ニ為ニ遠ニ成ニ住ニ為ニ受ニ候ニ

八月十日 半九

一 町中大八車ニ成ニ向後ニ借ニ馬町ニ名ニ主ニ云ニ極ニ市

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

年久敷義ニ而是之文勘考仕候
且深川之車引ハ後ニ無し取扱いたし者
無理ハ有之答ニ其中ニ云ハ則不取扱
若ハ中間写若ハ中ハ

己九月

筒井伊賀守殿御掛
本所竪川物揚場ヲ所屋前車為
引ハ而も差支無之ニ而ニ与ニ而有大久保
讃岐守殿ヲ以問合ニ付取調上上一件
天保三辰年六月
都筑和

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

六月朔日

天保三辰年六月朔日[illegible]

達書

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

東西竪川掛揚場ゟ右河岸町屋前ゟ南之方
三ツ目橋通り町屋前車為牽ハ御町方吉家文書
之ハ此所及ハ問合ハ吾ハ乱事之ハ中学有之ハ
根段度ハ以上

六月

大久保讃岐守

天保三辰年六月十二日南ハ青海ヨリ下役加之ハ此所ハ伊勢ヨリ屋ヨリ
目人弁田ヨリ御名主文と云上
但此五町ニ名ヲ出ス名ヲ出ス名ヲ出ス名ヲ出ス名ヲ出ス名ヲ出ス名ヲ出ス
竪川通物揚場ゟ車牽ハ後ニ付立調中上ニ書付
本所見廻

本所竪川掛揚場ゟ河岸通町屋前南之方
三之橋通町屋前車為牽ハ南も町之者ニ

不申ハ名主ニ於テ別帋ニ通書面ニ名出
申ハ尤本所深川ニ用橋ニ二成ニ江戸向橋
ニ遠ひ数板も薄く一枚ニ而手軽ニ仕立方ニ
而在ニ右ニ全古来ニ車楽ニ成不相成
故ニ成ニ年ニ文化六巳年中根岸
肥前守度ニ勘役中岡部因幡守ニ

深川猿江裏町下屋敷ニ少名来川ニ車楽
ハ成ニ付差支ニ別帋猿国と云ニ而名
ニ名ニ用偽埋樋ニ有ニ場所ニ難楽
与ニ而猿板ニ有ニ往還車楽ニ成七年
古成ニ而在リ号此度ニ而名ニ場所も用来
用埋樋ニ無ニ場所ニ而在リ得ニ車楽

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

天保三辰年 普請方 役所
この内十札ノ分 六月 両ノ方ヨリ
引合ノ札来ル

小書面之通之処、
橋ハ
元所之橋ニ
候ハヽ
御届ニ及ハス
辰六月

筒井伊賀守

一、本文延享八申年車
一、廻ル所之
ニ
ニ
ル
ル
ル

文化六巳年九月朔ゟ翌午年
正月晦日迄五ヶ月之間

一 今度深川公儀御
仕着を以被
引候間
拂米
ハ
ゟ
ハ
ゟ
ハ
ゟ

何様之曲事ニも不可仰付ニ
右之通堅く相守下ニ若シ遠背者有之
何様之曲事ニも不可仰付与者畏ニ為後日
連判證文差上ニ仍而如件
延寶八年申十二月七日
天保三辰年五月車引日雇ニ差支之ニ付
[illegible]

[illegible]上
文化六巳年六月猿江庚申塚ヶ周幡寺下屋ニ前迄
絵図面ニ付車力頼ニ付四ヶ日之変同月ホ二日絵図面ニ
此書付ニ添四度之事
岡部周幡寺殿
問合之見并繪図
写

小名木川ゟ此下屋敷迄車力物ハ後別紙絵図
面之傷不同ニ不苦ハ其外之傷不ニ事ニ寄
此角傷之損不も有之惺樋ハ有之ハ傷不ニ
難案ハ之事

文化六巳年六月捨江戸申塚ゟ
国紀国帰ニ為度下ニ為ハ車の
川ハ後ニ有ニ之ニ絵図

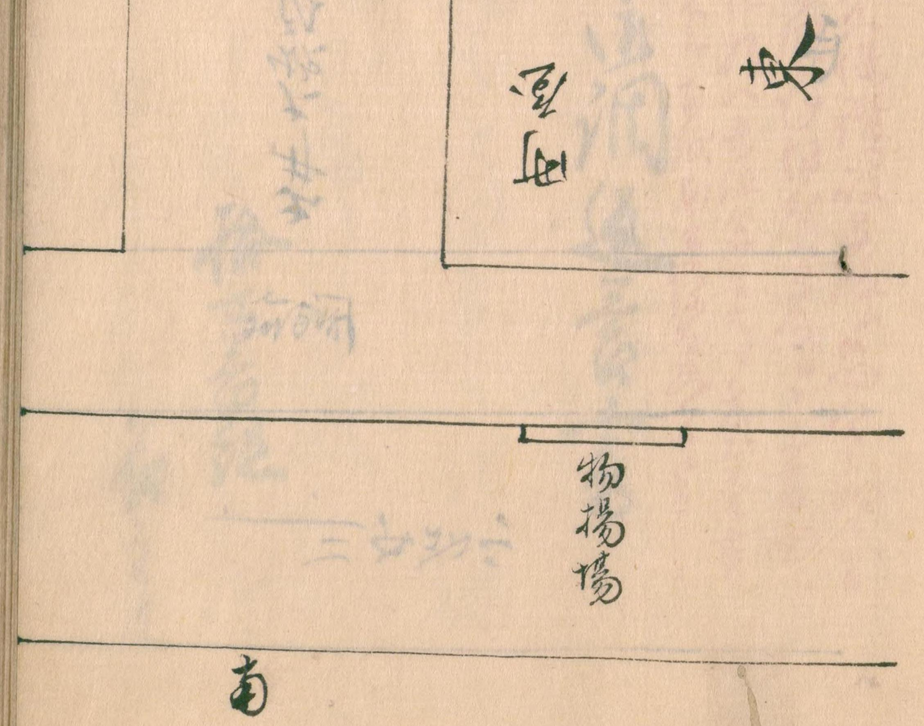

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

天保三辰年十月員数大久保讃岐
事ニ付ニ而ハ同日十二月前ニ御仕
法ニ而ハ御仕法書組指出書組指出
ニ而ハ御仕法書組指出ニ而ハ
ニ而ハ御仕法書ニ而ハ

大八車ニ而ハ御仕法書

拾七書組

右之通

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

以書付申上候

一延寶八申年中車川候一切不成旨

云 仰渡之後車川候法免ゟ候

一尚時大八車不持之事ゟ候 往還

并法入用橋自分橋ホ為川候

但文化六巳年車川候ニ付調之官本所

之分橋之候ニ車為川候ゟ候

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

右伝之儀後ニ涌将曲渡弗賣渡世仕候處
日不考暫所式丁目池田氏名之儀ニ申之ヲ
志不屋仲賣渡世仕候ヲ以ニ而ニ
此之河岸揚又ニ至ニ近頃ニ此處ニ於ニ新ニ
屋ニ居之候ニ右車ニ積運ひ候ニ伝之儀
後聽意之ヲ以ニ有人候ニ賣渡し之荷物

河岸ニ居之ニ居ニ右車ニ積請日不ニ為ニ河岸
分伝之儀宅ニ三丁積之ニ為ニ右仕之ヲ以ニ荷物
積運ひ此之候ニ而ニ書ニ名之儀後ニ病死仕家
業右止ニ候ニ而ニ曲ニ正月中分伝之儀方ニ譲請
此之候ニ以ニ令自分賣渡し之荷物ニ居之ニ右仕
之ヲ以ニ河岸揚ニ仕候ニ而ニ為ニ外ニ口伝ニ無之

車渡世仕候ものゝ外
所車ニ而商賣仕候者
右之通可相心得旨
その筋へ可申渡候事

天保七申年六月

本所
深川
奉行

等閑ニ付ものゝ外

一 近年申年中車ニ而
商賣之儀ニ付
右之通可申渡事

一 商人車ニ而荷物
積運送業ニ
相用候儀ハ
勿論ニ候事

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

一 高野源左衛門殿より車引之書留
　　　

以書付申上ル

一 延宝八申年中東門出後一切出来候旨ニ帰渡ニ候
東門出後御見ゆるし候

一 尚時大八車不持之者ゆるし往還并ニ入用橋自分橋
ホカ門ニ候

但文化六巳年中東門出後ニ付調ニ本所
ニ分橋上之候去東カ門出後ニ候旨申立
今以右之通ニ候

一 右同所深川之分車門に候ゑ不持之
者も無之旨申立是又今ハ右之通ニ候
前書ハ慶之以尋ニ付お調ハ如此不深川車門に
候ゑ不成旨ニ御渡之候ゑ申候ニ付其
以後ハ年月書留ニ付度ハ御見ニ成ハ
之候も お無之申ハ是迄照所ハ車門無之候ゑ
ニ付度以後ハ万一門掛ケ無之候ゑ所役人ハ
お制橋上ハ為門ハ万変旨お出候ゑ其ハ私支配所之
并私ハ他会所深川松村所ハ車不持之者ニ付度ハ
右之通ニ御調ハ候申上候
深川桟木所
名主 市帰次
天保三辰年六月

泰和
御掛り様

深川町々ニ車引ハ後延寄ニ成ル事
後ニ後ハ先ニ有ニ高時大八車可持
ニ者無ハ入用稿自分稿ニ而引ハ義
文化六巳年ハ尋ニ節中ニ言通ニ成ニ旨
ハ尋ニハ居ル

一 私文庭町内無深川中橋町不限所ニ成ニ正徳

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

一延宝八申年中車引義一切不相成合所
仕渡于後車引義少先ニ至ニ候
一当時大八車所持之者ニ至ニ往還差異用
橋自ら橋ホ内引候
但文化六巳年内引候義ニ付調之記中所之ら
橋上之義八車内引候義ニ至ニ年立今以
右之通有之候

一 石間所深川之分車引幾所持之
者茂無之今申立先又今以右之通有之
前書之廉之以尋之可相調以愛之本所深川車引
幾之為未成今所以深之通之中傳之為未并其
得其年月書為未無之理以其得以先不成
之義之未并事以先之相所之車引之業以之
以理以得其百引撰之業以之所沒人之本別
橋之上為之中四月為之為相得之事
右之通相調以後中之事私有死車所持之
者無之理以之
但宮寄月所事持日所之稱之四月之
如文日相之理
深川之右通屋敷
天保二辰年六月
久右之久右衛門

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

仍書付ニ云

一 延宝八申年中 車[illegible]山[illegible]一切[illegible]

[illegible]

一 [illegible]時大八車[illegible]有[illegible]

用揚自[illegible]揚[illegible]

但文化六巳年 車[illegible]

[illegible]揚[illegible]車[illegible]

今仍右[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

本所御載り様

一天保三辰年二月七日

深川御蔵所
[illegible]
左七

[illegible]

一延宝八申年中車引ゆゑ一切ゆゑ[illegible]
[illegible]後車引ゆゑ[illegible]
一[illegible]大八車[illegible]者[illegible]
[illegible]入用橋自分橋[illegible]
但文化六巳年車引ゆゑ[illegible]
本所[illegible]橋上[illegible]車[illegible]引ゆゑ

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

天保三壬辰年六月

深川永代橋川筋仮橋

差　[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

[illegible]

一

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

書留車引之事

一 車引之儀一切不致候
　 上使之節車引見合
　 致候事

一 書留大小車共ニ
　 不残車輪ニ番号打
　 候事

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75　　ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

一 延宝八申年中車引候一切
車引候儀免有之候事

一 御用大八車重荷ニ而
不参門前ニ
右体等ニ而相調候儀ニ
候年中ニ何度ニ相成
自然願ニ而も
候哉ニ候ハヽ
候条ニ候ハヽ
候条ニ候ハヽ
候条

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

中西岡之地中ニ而通日報ニ而通時車而持之者
無之ニ付ハ尤ニ大角橋之分前ニ入ル一切車内川ニ而ハ
東西相井町ニ而有之ニ自分橋之後ニ橋幅狭車
川後ニ而持ニ而ハ
右御尋ニ付相調此段ニ而以上
東西株町ニ而
辰六月
名ニ
吉左衛門

延宝八申年中東川ニ後一切ニ而ハ有之ニ
御渡ニ而後東川ニ後御渡ニ而ハ有之ニ成ニ事
此後文化元乙年九月中ニ而ハ尋之ニ而ハ
年来ニ而ハ立ニ而ハ出ニ而四紀ニ而ハ旅者ニ付ニ而
ハ有之ニ
南岡大八車而持之ニ而有之ニ付還ニ而御入用橋
自分橋ニ而川ニ成之ニ事

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

一 延宝八申年中車引後一切ふ成る所御
後ニ後車引後御免ふ之事
一 当時大八車前持之ふ之後還ニ所御用橋
自分橋ニ為引後之事
右御尋ニ付相調御取車引後ふ成る御
觸ニ御後ニ後御免ふ成ル書留ニ
続ニ不ニ為ニ延宝三年中御調之ニ書留
ニも無ニ御座ニ後同様之儀ニ大事存ニ

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

右之通御渡御尋御座申安延宝八申年
中御渡之外書留并文化六巳年中
御調之長中上下書留新之後之文政元寅年
十月中私宅類焼之長焼矢仕相知
右中ニ私支配町之相調中ニ又當時大八
車不持之ニ而有之所内往還并少之過
此武家方ニ高ひ拘持運ニ長且此武家家
御形有之ニ御之ニ荷拘此武家地業往還

為引ニ越之為ニ御持上之後之ニ今以
車為引ニ後無座ニ御尋之時此辰
中上ニ上

辰十月

東京第橋町
久右衛門
助左衛門

以書付申上下

一延宝八申年中車引ハ後一切不数与
立作渡ニ渡車引ハ後此先有之ニ付之車

一尚時大八車不持之者有之往還并此有用橋
自分橋ニ為引ハ成之車
但文化六巳年車引ハ後ニ付調之良
本不分橋上之後ニ車為引ハ無之
之旨申之今以ハ通有之ハ

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

東門家月御尋問書

拾番組

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

延寶八申年中本所用車引之
義一切不相成旨以 任後二十後
法先有之所以之事
南時大八車所持之者往還并
所入用橋自之橋為引所以之事
右法等之身相調所以和有犯所之
之事之百五拾年之家正法之正年

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

天保[illegible]年[illegible]

[illegible]

一延寶八申年中東門[illegible]一切[illegible]

[illegible]其後東門[illegible]

一當時大八車所持之者有之往還[illegible]御入用橋

[illegible]

右御[illegible]

[illegible]文化六

巳年中御用之[illegible]

之者[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

右御尋之月付候中上書之

小林町

天保三辰年六月

[illegible]

新大[illegible]

延寶八申年中本所内車引之書切之事有

之 御[illegible]後 御[illegible]

八車不[illegible]

右[illegible]

中大[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75

ガラス使用

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一

延寶八申年中車引之後一切[illegible]

[illegible]

右御尋[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

小梅姫令寺門前
日　平大橋門
御所永隆寺門前
日　小大橋門
亀戸不動院門前
日　平吉

一延寶八申年中車引ゟ後一切不来成者ニ　作渡
三度車引ゟ義御免ニ成ゟ事

一為時大八車不持ニ花ニ往返并ニ入用橋
自分橋ニ為引ゟ事

右ゟ草ニ付吉綱ゟ祖私ニ能御ニ後ニ車不持
ニ花ハ不及事車引ゟ義一切無ニ往ゟ車引ゟ後

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75

ガラス使用

一延宝八申年中車ニ而
　　　

書留に義に成座を後同様之儀等
尚時車不持之者見之ハ仍先右記之通深に
相弁ハ者ニ成座ハ往還車引ハ為義ニ成置
緩義ニ之御入用橋自分橋左前之ハ一切車
為引ハ本中ハ
右法華寺世度中ニ在座
南右所石原所
名主 友吉郎
辰六月

天保三辰年五月四日有大久保濱ニ於ケ為度ニ車ニ照前相橋橋ニ
所屋前車引ハ為も是ニ於ケ之ニ仍ケ之ニ仍ケ為度ニ仍ケ為度ニ仍ケ車ニ方
ニ至ル六月十二日ニ至ル六月ニ於ケ日ニ至ル六月ニ至ル六月ニ至ル
道ニ於ケ為ニ至ル

本所深川ニ入用埋樋場所書

本所長崎橋東際
一 埋 樋 壱ヶ所

日所右橋西際
一 埋 樋 壱ヶ所

日所北割下水吐口
一 埋 樋 壱ヶ所

日所中之郷横川町大下水
一 埋 樋 壱ヶ所

日所東中割下水拾弓川吐口
一 埋 樋 壱ヶ所

日所東小割下水吐口
一 埋 樋 壱ヶ所

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』 請求記号 806-75
ガラス使用

日本柳原三町目裏通
一 埋 樋 壱ヶ所

日本菊川町西際
一 埋 樋 壱ヶ所

日本林町横町
一 埋 樋 壱ヶ所

日本保勒寺橋際
一 埋 樋 壱ヶ所

日本松井町弐町目裏通
一 埋 樋 壱ヶ所

日本石原町
一 埋 樋 壱ヶ所

深川少名木川西
一 埋 樋 壱ヶ所

日本六間堀猿子橋際
一 埋 樋 壱ヶ所

日本中之橋際
一 埋 樋 壱ヶ所

日本小之橋西際
一 埋 樋 壱ヶ所

日本右橋東際
一 埋 樋 壱ヶ所

日本五ヶ堀伊豫橋際
一 埋 樋 壱ヶ所

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

一拾八ヶ所

右之通町屋ニ付ニ以上

天保三辰年五月市三日四日付大久保讃岐守殿ヶ伊賀守殿
四月九日六月十四日下ヶ札付ヶ讃岐守殿ヶ伊賀守殿ヶ
町奉行所

本所竪川ゟ揚場より右河岸町屋前ハ并
南之方三ツ目橋通町屋前車為牽日電

国立国会図書館　タイトル『本所深川車引之書留』　請求記号 806-75
ガラス使用

町方ニ支配ニ而此度及ニ届ニ
申分有之ニ付私儀